

(受理番号)	26-13	(受理年月日) 平成26年8月27日
	陳 情	
件 名	法務局が担う登記の事務・権限等の地方への移管に反対する意見書の提出について	
要 旨	<p>平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、国の出先機関の原則廃止の姿勢の下、地方自治体への事務・権限等の移譲など抜本的な改革を進めることが定められた。</p> <p>私どもは「国と地方の役割分担の見直しを行い、事務・権限を地方自治体に移譲する事などにより抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつ総合的に実施できるようにする」という同大綱に定める国の出先機関改革の理念については反対するものではない。</p> <p>しかし、「法務局が行う事務・権限を地方に移管すること」については、私ども土地家屋調査士の業務が法務局の行う事務と密接に関係している見地から、下記理由により、その理念の実現を懸念している。</p> <p>(1) 法務局が行う登記制度は、国民の重要な財産を守り、不動産取引の安全に寄与する信用制度であり、中立性・公正性の高い機能を有している。また、国民の権利擁護に係るものであり、全国统一した法解釈や運用を要し、統一した事務処理基準を堅持する必要がある。</p> <p>よって、国の機関である法務局が全国的に統一した基準により直接実施しなければならないこと。</p> <p>(2) 法務局の登記官が職務を遂行するに当たっては、民法・不動産登記法・会社法等のその高度な法律的専門的知識・能力に基づく判断が求められている。</p> <p>地方に移管された場合、地方自治体及びその職員の能力について著しい負担が生じるとともに、地域により業務処理において格差が生じること懸念される。</p> <p>したがって、登記事務に従事する専門職員の教育及び研修は、国が一元的・体系的に行うこと。</p> <p>については、法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管することについて反対する意見書を国に提出されるよう陳情する。</p>	